

新旧対照表

○自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準

改正後	改正前
<p>自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第33条第1項及び千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号。以下「条例」という。）第20条第1項の届出を要する行為のうち、千葉県地域における国定公園及び千葉県立自然公園の普通地域の風景の保護上、大きな影響を与える可能性のある行為について、法第33条第2項及び条例第20条第2項に基づきその行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること（以下「措置命令等」という。）に際して処理の基準を次のとおり定める。</p> <p>1 鉄塔の新築、改築及び増築 （略）</p> <p>また、高さ30メートルを超える風力発電施設については、特にプロペラ式の風車を伴う場合、周辺の広範な地域からきわめて望見又は注視されやすく、野生生物に影響を及ぼす可能性があるため、自然風景に大きな影響を与える場合がある。</p> <p>このため、次のすべてに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。</p> <p>① （略） ② （略） ③ （略） ④ （略） ⑤ 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。</p>	<p>自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第33条第1項及び千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号。以下「条例」という。）第13条第1項の届出を要する行為のうち、千葉県地域における国定公園及び千葉県立自然公園の普通地域の風景の保護上、大きな影響を与える可能性のある行為について、法第33条第2項及び条例第13条第2項に基づきその行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること（以下「措置命令等」という。）に際して処理の基準を次の通り定める。</p> <p>1 鉄塔の新築、改築及び増築 （略）</p> <p>また、高さ30メートルを超える風力発電施設については、特にプロペラ式の風車を伴う場合、周辺の広範な地域からきわめて望見又は注視されやすく、野生生物に影響を及ぼす可能性があるため、自然風景に大きな影響を与える場合がある。</p> <p>このため、次のすべてに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。</p> <p>① （略） ② （略） ③ （略） ④ （略） ⑤ 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。</p>

また、発電事業終了後に放置されると、腐朽、破損等により、自然風景に大きな影響を与える可能性が他の工作物に比べ極めて高い。このため、発電事業終了後の撤去及びその跡地の整理について措置命令を行うものとする。

なお、上記の運用にあたっては、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（平成16年2月環境省自然環境局）3（4）①エを参考にするものとする。

2 太陽光発電施設の新築、改築及び増築

法第33条第1項及び条例第20条第1項の届出を要する規模の太陽光発電施設は、周辺の広範な地域から極めて望見されやすいため、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、次のすべてに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。

① 以下の規定によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難と認められるものについてはこの限りではない。

・当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

・当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

② 当該太陽光発電施設の色及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。

③ 当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

④ 当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。

⑤ 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

なお、上記の運用にあたっては、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（平成16年2月環境省自然環境局）3（4）①エを参考にするものとする。

（新設）

⑥ 当該太陽光発電施設の新築、改築及び増築による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

⑦ 植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）内において行われるものでないこと。

（1） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域

（2） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域

（3） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域

（4） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

また、法第33条第1項及び条例第20条第1項の届出を要する規模の太陽光発電施設は、発電事業終了後に放置されると、腐朽、破損等により、自然風景に大きな影響を与える可能性が他の工作物に比べ極めて高い。このため、発電事業終了後の撤去及びその跡地の整理について措置命令を行うものとする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)